

中部日本吹奏楽コンクール愛知県大会 実施規定

第1章 総則

第1条 中部日本吹奏楽コンクール愛知県大会は、毎年1回実施する。中学生の部は愛知県内の5ブロックで選抜された団体が愛知県大会に参加する。

第2条 中学生の部の各ブロックとは原則として次のとおりとする。

- 1 東三河ブロック
- 2 西三河南ブロック
- 3 西三河北ブロック
- 4 名古屋ブロック
- 5 尾張ブロック（西尾張・東尾張・知多）

第2章 参加部門及び編成、人数、参加資格

第3条 部門及び編成、参加人数は次のとおりとする。ただし、指揮者はその人数には入らない。

- 1 中学生の部 小編成 30名以内、大編成 50名以内
- 2 高等学校の部 小編成 30名以内、大編成 55名以内
ニューカマーの部 人数制限なし（県大会のみ）

第4条 本大会に参加する団体は、次の1号の条件を満たした上で、2、3号のいずれかに該当する条件を満たしていなければならない。

- 1 本連盟に加盟している団体に限る。また、部門の違同を問わず、1団体から2チーム以上の参加を認めない。また、同一団体がニューカマー部門と他の部門（小編成・大編成）の両方に出場することができない。
- 2 中学生の部については、学校教育法に基づく中学校、及びこれに準ずる学校であること。その構成メンバーは、同一中学校に在籍し、正規の授業またはクラブ活動として吹奏楽を習得しているものとする。ただし、同一経営の学園内における小学校児童の参加は認める。また、校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学生徒である。また、高等専門学校、中高一貫校の場合は、一人でも上位校の生徒がいた場合は上位部門に参加しなければならない。また、参加生徒の名簿と学年が証明できる書類を連盟事務局に提出しなければならない。
- 3 高等学校の部については、学校教育法に基づく高等学校、及びこれに準ずる学校であること。その構成メンバーは、同一高等学校に在籍し、正規の授業または、クラブ活動として吹奏楽を習得している生徒とする。ただし、同一経営の学園内における小学校児童及び中学生徒及び中学校生徒の参加は認める。高等専門学校、中高一貫校の場合は、出場する生徒の学年により参加の可否を判断する。一人でも上位校の生徒がいた場合は上位部門に参加しなければならない。また、高等専門学校については、第3学年までの参加を認める。

第6条 指揮者は、同一部門内の2団体以上を指揮することはできない。

第7条 指揮者は、課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

第8条 同一奏者が2つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第9条 課題曲・自由曲の演奏は同一人に限る（演奏者を変えてはいけない）また、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までステージへの出入りを原則禁止とする。ただし、バンダ

やオフステージなどの演奏効果のために出入りが必要である場合は、事前に事務局の許可を得ること。

第10条 次の各号に該当する参加団体は失格とし、審査の対象としないことができる。

- 1 第3条に定める参加人員を超えたとき。
- 2 出場メンバーに不正があるとき。
- 3 課題曲と自由曲で演奏者または指揮者の交代をしたとき。
- 4 ブロック大会と異なる曲を演奏したとき。(中学生の部)
- 5 制限時間を超えたとき。
- 6 使用が許可されていない楽器を使用したとき。
- 7 演奏曲に不正があるとき。
- 8 その他大会運営上重大な損害を与えたとき。

第3章 演奏曲及び演奏時間・使用楽器

第11条 演奏曲は次のとおりとし、課題曲、自由曲の順に演奏するものとする。

- 1 課題曲：中部日本吹奏楽連盟が、その年ごとに定める課題曲のうち、1曲を参加団体が選択したもの。
- 2 自由曲：参加団体が国内で演奏を許可された曲の中から任意に選択した1曲。ただし、組曲は1曲とみなす。
- 3 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合には、事前に著作権者から編曲とその編曲に基づく演奏の許諾を得なければならない。この許諾を得ないでコンクールに出場することは認めない。なお、参加団体は演奏の許諾を得たことを証明する書類等を事前に事務局に届けなければならない。事務局には、使用楽譜申請書、許諾書、スコアの写しが必要である。

第12条 演奏曲はブロック大会で演奏した曲とする。(中学生の部)

第13条 演奏時間は12分以内とする。中学生の部、高等学校の部においては、演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までとする。ニューカマーの部は自由曲のみを演奏し、概ね7分以内とする。中学生のブロック大会については運営上の理由により、課題曲のみの演奏、審査を行うことがある。ブロック大会と県大会は同一の課題曲及び自由曲とする。舞台上でのチューニングは禁止とする。なお、演奏開始とは指揮の振り始めとし、演奏終了は曲の終了までとする。高等学校は愛知県大会当日の課題曲・自由曲の変更は認める

第14条 編成と使用楽器は次のとおりとする。木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)その他スコアに指定された編成で演奏すること。なお、木管楽器・金管楽器・打楽器以外の楽器ではダブルベース、ピアノ、エレキベース、ハープ、チェレスタの使用を認める。

第4章 審査

第15条 審査員の人数は、3名以上とする。

第16条 審査方法の詳細は別途定める。

第 17 条 中学生の部，高等学校の部における表彰は，金賞，銀賞，銅賞とする。ニューカマーの部には奨励賞を授与する。

第 18 条 中学生の部の各ブロックから県大会へ出場できる団体数については，事務局が当該年度の参加実績の割合から算出し決定する。

第 5 章 愛知県代表団体

第 19 条 本大会へ出場できる団体数は次のとおりとする。

中学生の部，高等学校の部においては編成ごとに，愛知県大会への参加団体数が 20 団体までの場合は 1 団体とし，同 21～40 団体の場合は 2 団体，同 41～61 団体の場合は 3 団体とする。以下，20 団体増えるごとに 1 団体追加する。

第 6 章 その他

第 20 条 コンクール実施に当たって，本連盟が必要と認めた場合には，共催または後援団体をもつことができる。

第 21 条 災害等による本大会の開催の可否については以下のとおりとし，中止となった場合には後日大会を開催することができる。

※ 愛知県吹奏楽連盟公式 WEB ページ各種情報，台風等緊急時の対応を参照。

第 22 条 この規定は愛知県吹奏楽連盟常任理事会の承認を得て改正することができる。

2019 年 4 月 2 日・2023 年 4 月 6 日改訂